

平成 28 年 4 月 1 日からの「学校における健康診断」の変更点の周知について

平成 28 年 4 月 1 日から、学校における健康診断が一部改正されます。それに合わせて、日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」、日本学校歯科医会「学校歯科医の活動指針」の平成 27 年度改訂版が発行されました。また、学校保健安全法第 10 条には以下のように明示されており、学校（学校歯科医）と地域のかかりつけ歯科医との連携が謳われています。

学校保健安全法第 10 条（地域の医療機関との連携）

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

今回の改正の内容と「かかりつけ歯科医と学校歯科医の連携」の要点について解説いたします。大きな変更内容は、①保健調査の実施、②受診した児童生徒等全員に健康診断結果を通知・配布することです。

1. 保健調査の実施について

健康診断を行うにあたっては、小学校、中学校、高等学校および高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行う。

健康診断を円滑に実施し、健康状態をよりの確にかつ総合的に評価するには、保健調査を行い、歯・口腔の健康状態を把握しておくことが望ましい。この保健調査票は、健康診断の実施に当たって、事前に保護者や本人が家庭での状況や健康状態を記入しておく調査票のことで、健康状態や生活習慣等を総合的に評価するための資料となる。その情報は、個別の保健指導・健康相談や事後措置にも活用される。なお、保健調査票については、歯科用単独の調査票だけでなく、他科との併用の調査票を使用することがあり、様々な個人の医学情報が含まれているため、個人情報保護の観点から、調査票の取扱いについては、関係機関との十分な協議を行うことが望ましい。

2. 健康診断後の事後措置について

学校での健康診断は、スクリーニングであることを認識し、事後措置として児童生徒がどのような行動が必要なのかを示すものである。

受診した全ての児童・生徒等に「健康診断結果のお知らせ」を通知・配布することになった。

3. 事後措置のポイント

事後措置として学校では、検査終了後、保健指導、健康相談、要観察（要観察歯 CO、要観察者 GO）及び疾病を有する者への個別指導、受診を勧めることになる。

（1）個別の保健指導

口腔に何らかの課題のある児童生徒等については、問題のある部位を認識させ、学校

における保健指導を主体とし、さらに必要に応じて学校歯科医や地域医療機関との連携をとり、保健指導を行う。

(2) 経過観察

①要観察歯 CO の経過観察と対応

要観察歯 CO とは、放置すると実質欠損（う窩）を生ずるむし歯に移行するリスクのある歯である。そのため、学校歯科医による健康相談、臨時の健康診断を行うことが望ましい。また、必要に応じて地域の医療機関（かかりつけ歯科医等）と連携を図り、必要な保健指導と継続的な管理、フッ化物の歯面塗布等の予防処置によって歯質の抵抗性を高めていくことも考えられる。

*CO 要相談は、隣接面や修復物下部にう蝕を疑う着色変化の見られる場合、及び CO が多数歯に認められたり、実質欠損を生ずる危険性が高いと判断されたりするような状態であって、特に個別の医学管理を必要とする場合が該当する。学校歯科医の所見欄に CO 要相談と記載し、受診を勧める。

旧（平成14年3月28日）	新
<p>要観察歯（CO）の基準</p> <p>要観察歯（CO）：主として視診にてう窩は認められないが、う蝕の初期症状（病変）を疑わしめる所見を有するもの。</p> <p>このような歯は経過観察を要するものとして、要観察歯（questionable caries under observation）とし、略記号のCO（シーオー）を用いる。</p> <p>具体的には、次のものが該当する。</p> <p>(1) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損が認められないが、褐色窩溝等が認められるもの</p> <p>(2) 平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるが、エナメル質の実質欠損（う窩）の確認が明らかでないもの</p> <p>(3) 精密検査を要するう蝕様病変のあるもの（特に隣接面）</p>	<p>要観察歯（CO）の検出基準</p> <p>要観察歯（CO）：視診にて明らかなう窩は確認できないが、う蝕の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、放置すると歯に進行すると考えられる歯である。状態を経時的に注意深く観察する必要のある歯で、記号COを用いる。</p> <p>(ア) 小窩裂溝において、エナメル質の実質欠損は認められないが、う蝕の初期病変を疑うような褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの</p> <p>(イ) 平滑面において、エナメル質の実質欠損は認められないが、脱灰を疑うような白濁や褐色斑等が認められるもの</p> <p>(ウ) そのほか、例えば、隣接面や修復物下部の着色変化、(ア)や(イ)の状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。学校歯科医の所見欄にCO要相談と記入。</p>

②歯周疾患要観察者 G0 の観察と対応

歯周疾患要観察者 G0 は、歯肉に腫脹や軽い出血が見られる歯肉炎であり、ブラッシング指導等を適切に行い、観察を続ける必要がある者である。主体は養護教諭や学級担任等による学校での保健指導である。併せて臨時の健康診断を行うことや、必要に応じて地域の医療機関（かかりつけ歯科医等）による継続的な管理・指導により、歯肉の改善を図ることが望ましい。学校歯科医の所見欄に G0 と記載する。

(3) 受診の勧め

検査の結果、治療が必要とされた場合、受診を勧める。治療が行われて、結果が報告された場合には、事後の保健指導に役立てる。

4. 歯列・咬合の健康診断の判定基準について

* 歯列咬合に関しては、小学校低学年から中学校にかけては乳歯から永久歯への交換が行われることと顎骨の成長発育が盛んなことから、変化の激しい時期に当たり、短時間で判断するのは容易ではない。

大切なことは、学校における歯科健康診断での判定は、矯正治療の必要性を判断することではない。将来、口腔の健康、全身の健康にとってどのようなリスクが考えられるかを、学校保健教育の視点から教育し、認識させることが必要である。

歯列・咬合については、子どもの発達段階に応じた保健指導・健康相談を重要視し、口腔機能の発達及びその重要性、家庭との連携の視点から保健調査票の活用等について留意する必要がある。

0：異常なし

1：定期的観察が必要

2：専門医（歯科医師）による診断が必要

* 矯正治療中のものは判定「1」に含む。

* 判定「2」については「保健調査票」の活用により、家庭との連携・個別の保健指導や健康相談を重視し、本人・保護者等の意向により矯正治療を行わない場合等は、経過観察として管理する場合もある。

歯・口腔の健康診断結果の通知と受診勧告書については、日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」(P47 部分) に書式例が掲載されているが、この書式はあくまでも一例であり、各都道府県・市町村で様式が異なるので、ご留意いただきたい。